



マンション適正管理の サポート窓口・専門家紹介

令和7年2月3日

一般社団法人 沖縄県マンション管理士会

1. 沖縄県マンション管理士会の概要

(1) マンション管理士とは

- マンション管理士は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下、「管理適正化法」という。）」第6条に規定されている国家資格者
- 「マンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者」

（管理適正化法第2条第5項）



1. 沖縄県マンション管理士会の概要

(2) 沖縄県マンション管理士会とは

- ・会員の相互協力のもと、マンション管理組合や区分所有者の皆様への支援活動と沖縄県内で活動するマンション管理士の資質の向上・持続的な発展・品位の保持を目的に発足
- ・主な取り組みとして、以下を実施
 - ①マンション管理に関する相談会、講習会、講演会の開催
 - ②マンション管理に関する研究、広報活動
 - ③関係行政機関、関係団体との連携・協力
 - ④マンション管理士の資質の向上・持続的な発展・品位の保持のための事業
 - ⑤マンション管理士の社会的地位の向上と制度の普及活動

2

2. マンション管理士の活用イメージ

- ・マンション管理士によるマンション管理組合へのサポートは、概ね以下のようなケースが想定される
 - (1) 管理組合からの相談業務
 - (2) 管理状況に係る診断業務
 - (3) 総会・理事会の運営支援業務
 - (4) 管理規約・細則の見直し等支援業務
 - (5) 管理費等の滞納に係るアドバイス業務
 - (6) 長期修繕計画の作成・見直し支援
 - (7) 建物現状調査や修繕工事に係るアドバイス業務
 - (8) 建替えなどに係る支援業務
 - (9) 防災・防犯に係るアドバイス業務
 - (10) セミナー・講習会・講演会の開催

3

2. マンション管理士の活用イメージ

(1) 管理組合からの相談業務

- ・管理組合からの様々なご相談をお聞きし、課題となっている事柄を明らかにします。

(2) 管理状況に係る診断業務

- ・総会・理事会などの運営状況や建物の管理状況について、診断し把握します。

(3) 総会・理事会の運営支援業務

- ・議案作成の助言や会議への参加などを通じて、適切な運営を支援します。

2. マンション管理士の活用イメージ

(4) 管理規約・細則の見直し等支援業務

- ・標準管理規約を参考にそれぞれの管理組合の実情に合った見直しを支援します。

(5) 管理費等の滞納に係るアドバイス業務

- ・滞納額が多額にならないうちに滞納者への支払いの催促などについてアドバイスします。

(6) 長期修繕計画の作成・見直し支援

- ・概ね30年間を目安に長期修繕計画の作成や見直しを支援します。
- ・長期修繕計画に基づき修繕積立金の見直しを支援します。

2. マンション管理士の活用イメージ

(7) 建物現状調査や修繕工事に係るアドバイス業務

- ・建物の現状把握や修繕工事の発注手続きなどについてアドバイスします。

(8) 建替えなどに係る支援業務

- ・建替えに係る様々な手続きや自治体・工事関係者との調整などについて支援します。

(9) 防災・防犯に係るアドバイス業務

- ・防災や防犯に必要な情報提供などのアドバイスします。

(10) セミナー・講習会・講演会の開催

- ・セミナー・講習会・講演会を開催し、マンション管理・運営に関する知識の習得を支援します。

6

3. 沖縄県マンション管理士会の連絡先

◎無料相談会

事前に予約が必要です。予約・お問合せは、以下の通りです。

①相談場所

・沖縄県住宅供給公社 那覇市 旭町 114-7

②予約・お問合せ先

・沖縄県住宅供給公社「住まいの総合相談窓口」

毎月第2水曜日 午後1時30分～4時 TEL: 098-917-2433

◎個別相談

当士会所属のマンション管理士（会員）をご紹介・派遣いたします。

①お問合せ先

一般社団法人 沖縄県マンション管理士会

住所：沖縄県浦添市仲西1-3-25-405号

TEL: 080-1942-5390 FAX: 098-943-2001

E-mail: yamazato0466k@gmail.com (山里)

※当士会では、報酬基準額を定めておりません。

相談料などにつきましては、個々の会員に必ずご確認ください。

7